

## 東京お米クーポン事業

物価高の影響を受けやすい低所得世帯の生活を支援するため、国産の米や野菜などの食品と引き換えられるクーポンを対象世帯に配付し、申し込みいただいた世帯へ食品を配送します。

### 〔提供方法〕

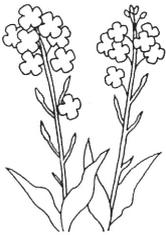
・都から対象世帯に、クーポンを4月末までに順次郵送予定です。  
・対象世帯からの申し込みに基づき、都から食品を配送します。

〔申込方法〕  
クーポンに同封されている申込用ハガキまたはクーポンに記載された専用サイトから申し込みいただけます。

〔対象世帯〕  
①令和4年度住民税非課税世帯  
(世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯)

②家計急変世帯  
(令和4年1月以降12月までに予期せず収入が減少し、世帯員全員の年間収入見込額または年間所得見込額が住民税非課税相当となった世帯)

※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、5万円/1世帯)の対象世帯が本事業の対象です。



☎ 03(5249)3553

※問い合わせは、東京おこめクーポン事業コールセンター(土日祝含む) 午前9時から午後6時まで

## 年金のお知らせ

◇国民年金保険料学生納付特例制度のご案内と申請について

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上)に在学する学生などで、ご本人の所得が下記の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

### 【所得の目安】

128万円+(扶養親族等の数×38万円)

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までとなります。令和4年度に

保険料納付を猶予されている方で、次年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送られてきます。

同一の学校に在学されている方で、引き続き制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。

なお、令和5年度は学生納付特例制度を利用せず、

## 令和5年度固定資産税の課税明細書は5月に納税通知書と一緒に届けます

町では、納税者が課税内容を分かりやすく見ていただけるように、毎年5月に固定資産税課税明細書を納税通知書と一体化してお届けしています。

納税通知書がお手元に届く前に固定資産税の課税内容を確認したい場合には、

保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成しますので、青梅年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先は、青梅年金事務所 ☎ 30-3410 住民課 ☎ 83-2182

空家・空地の管理  
不動産各種ご相談

奥多摩  **木きれび不動産**

☎ 0428-85-8834  
✉ info@wave-real.co.jp

4月3日(月)から役場住民課で固定資産税課税台帳(名寄帳)の閲覧ができますので利用ください。

納税者みなさんのご理解とご協力をお願いします。

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2190